

〇いづかイベント・情報コーナー管理要綱

平成30年11月12日

飯塚市告示第329号

(目的)

第1条 この告示は、いづかイベント・情報コーナー(以下「コーナー」という。)の管理について必要な事項を定めることにより、コーナーの保全及び秩序の維持を図り、もって適正な運営を確保することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 コーナーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いづかイベント・情報コーナー	飯塚市枝国666番地48 イオン穂波ショッピングセンター2階

(管理責任者)

第3条 この告示によるコーナーの管理に関する事務を行わせるため管理責任者を置き、情報政策課長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者は、コーナーの保全、秩序の維持並びに災害及び盗難の防止に当たるものとする。
- 3 管理責任者は、必要があると認めるときは、この告示に定める管理補助者の権限を自ら行い、又は管理補助者その他指定する職員に命じてその権限を行使させることができる。

(管理補助者)

第4条 管理責任者の事務を補助するため、管理補助者を置き、情報政策課情報発信係長をもってこれに充てる。

- 2 管理補助者は、コーナーの管理に関し管理責任者が指定する軽易な事項を処理するものとする。
- 3 管理責任者に事故があるとき、又は管理責任者が欠けたときは、管理補助者がその職務を代理する。

(コーナーの使用時間)

第5条 コーナーの使用時間は、イオン穂波ショッピングセンターの開店日の午前9時から午後7時までとする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、これを変

更することができる。

(職員等の義務)

第6条 職員並びにコーナーで事務又は作業を行うことを許可された者及びその従事者は、コーナーを常に良好な状態において使用し、管理責任者その他の関係職員がコーナー管理上必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。

(許可)

第7条 コーナーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、管理責任者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これらに類する行為

(2) 宣伝その他これに類する行為

(3) 印刷物、図画、ポスター、看板、旗、ビラ、のぼり、立札、プラカードその他宣伝板等を配布し、掲示する行為

(4) その他前各号に掲げる行為に準ずる行為

2 前項の許可を受けようとする者は、暴力団関係者であってはならない。

3 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者

(3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「県条例」という。)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、県条例第23条第1項の規定により、県条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの

(4) 県条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

(5) 法人でその役員のうち、第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書により管理責任者に

申請しなければならない。

5 管理責任者は、許可を行う場合にコーナー管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

6 前2項の規定にかかわらず、軽易な許可行為については、口頭によりこれを行うことができる。

(禁止行為)

第8条 コーナーにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公務の執行を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又はコーナーの本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為

(2) コーナーを損傷し、汚損する行為又はコーナーの美観を損なう行為若しくは不潔な行為

(3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込む行為

(4) 座込み、立ちふさがり、練り歩き又は他人の周辺に群がり、その他これらに類する通行の妨害になる行為

(5) 喫煙し、又は火気を取り扱う行為

(6) 拡声機を使用し、放歌高唱し、その他コーナーの静穏を害する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、コーナーの管理上不相当と認められる行為

(違反行為に対する措置)

第9条 管理責任者又は管理補助者(以下「管理責任者等」という。)は、第6条から前条までの規定に基づいて管理責任者等が行った措置に違反したと認められる者又はそのおそれが明らかである者に対し、権限の範囲内で違反事項の是正を命じ、許可内容を変更し、許可を取り消し、又は行為の禁止若しくは物件の撤去を命じ、その他必要な措置をとることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。